

## ティーチング・アシスタント実施要項

〔平成16年4月1日〕  
学 長 裁 定

改正 平成21年11月25日

平成22年10月19日

### (趣旨)

第1 この要項は、鳴門教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）及び鳴門教育大学大学院学校教育研究科（以下「研究科」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）実施に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2 TAは、研究科及び兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合研究科」という。）の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当を支給することにより、当該学生の処遇の改善に資するとともに、教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供し、学部及び研究科における教育の充実を図ることを目的とする。

### (職務内容)

第3 TAは、授業担当教員の指導の下に、学部学生又は研究科学生に対し、教育的効果を高めるため、演習、実験、実習、実技の教育補助業務を行うものとする。

### (身分)

第4 TAの身分は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号）第3条に規定するパートタイム職員とする。

### (申請の時期)

第5 TAの申請は、前年度の1月25日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。）までに行うものとする。

### (申請の方法)

第6 TAの採用を希望する授業科目の申請は、授業開設責任専攻・コース等の長が、ティーチング・アシスタント申請書（別記様式第1号又は別記様式第2号）を学長に提出するものとする。

### (選考基準)

第7 TAは、研究科及び連合研究科に在籍する学生（現職教員（大学院修学休業制度による入学者を除く。）及び国費外国人留学生を除く。）で、次の各号に該当するものとする。

(1) 学業が優秀で、人格が円満であり、かつ、指導者としての適性を有する者

(2) 授業及び研究に支障のない者

### (授業科目等の決定)

第8 TAの採用を必要とする授業科目及び時間数は、予算の範囲内で、学校教育学部教務委員会（以下「学部教務委員会」という。）又は大学院学校教育研究科教務委員会（以下「大学院教務委員会」という。）の議を経て教授会又は研究科委員会が決定するものとする。

(選考)

第9 TAの選考は、学部教務委員会又は大学院教務委員会が行うものとする。

(採用等)

第10 TAの採用等は、国立大学法人鳴門教育大学パートタイム職員就業規則（平成16年規則第24号）により行う。

(勤務時間)

第11 TAの勤務時間は、原則として月40時間（週10時間とし、集中して授業を行う場合は、週30時間までとする。）以内とする。

(給与)

第12 TAの給与は、国立大学法人鳴門教育大学パートタイム職員の任免・給与及び勤務時間・休日・休暇に関する規程（平成16年規程第29号。以下「パートタイム規程」という。）によるものとする。ただし、給与は時間給のみとし、その他の給与は支給しない。

2 TAの1時間当たりの給与は、次の各号に定める本給表を適用してパートタイム規程第11条に規定する計算式により算出した額とし、年度途中の本給表の改正に伴う給与額の改定は行わない。

(1) 研究科学生第1年次 教育職本給表（一）2級1号給

(2) 研究科学生第2年次 教育職本給表（一）2級5号給

(3) 連合研究科学生 教育職本給表（一）2級13号給

(結果の報告)

第13 授業担当教員は、その雇用期間が終了したときは、ティーチング・アシスタント実績報告書（別記様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(その他)

第14 この要項に定めるもののほか、TAの実施に関して必要な事項は、学部教務委員会又は大学院教務委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月19日から施行する。